

本月組織人員
892人



佐久建労 建労 だより

E-mail sakukenrou@coral.plala.or.jp

発行人
〒384-2102
佐久市塩名田488-1
佐久建設労働組合
TEL (0267) 58-2404
FAX (0267) 58-2304
責任者 高柳 健司

年頭のぞい挨拶

新年あけまして



おめでとーございませす

組合員、ご家族の皆様におかれましては、新しい希望に満ちた年を迎えお喜び申し上げます。

日頃より組合運営にご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

振り返りますと、一昨年同様に昨年もコロナ感染防止対策を用いて感染状況に合わせ、柔軟な運営を行うことができました。

健康診断は、受診者の皆様が予約時間通りに受付をしてくださったので、混雑することなく実施することが出来ました。ご協力して頂き有難うございました。



また、資材価格の高騰は下がる気配はなく高止まりが続いています。品物不足は少しずつ解消されて来たのではないかと思われませす。

今年も青年部には、『異業種の仲間づくり』に力を入れ、多くの組合員に声掛けをして、青年部員の増員を目標に活動をしてもらいたいと思っております。

昨今、建設業で働く職人の高齢化が進み、佐久建労も団塊世代による脱退が危惧されております。

組合存続のために、これからの組合を培う世代を育てていかなければと思っております。



年明けより、各支部で支部集会所が開催されます。組合の二階大会議室を会場として使って頂いても良いと思います。支部集会所の開催は、一年に一度の集会所です。各種お知らせ等もありますので出席のご協力をお願い致します。結びに、皆様のご協力を頂きながら『組合員のための組合』として進めてまいります。

皆さまのご健勝とご発展を祈念し、穏やかな年となります事を願い、新年の挨拶とさせて頂きませす。

組合長 高柳 健司



1月の新規加入者
紹介者は
3名でした

新規加入者
6名



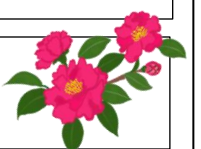
労働保険 委託事業主殿

労働保険第Ⅲ期の口座振替日は、25日です。残高不足で口座振替不能にならぬよう皆様のご協力をお願い致します。



組合の加入・脱退締め切りは、24日です。(土日の場合は、前倒し)

本年も、どうぞよろしくお願い致します。役職員一同



産前産後期間の保険料軽減について

令和6年1月より出産した被保険者にかかる保険料を軽減します。組合員が出産したときは組合員分の保険料、家族被保険者が出産した時は出産した家族分の保険料を軽減します。



※出産した被保険者の属する世帯の保険料全額ではありません。

◎保険料軽減期間

産前1ヶ月、産後(出産月を含む)3ヶ月の計4ヶ月。多胎妊娠の場合は産前3ヶ月、産後3ヶ月の6ヶ月。

◎軽減対象者

産前産後の保険料軽減措置の施工は令和6年1月となるので令和6年1月以降に軽減対象月がある場合軽減の対象となります。よって令和5年11月1日以降の出産被保険者が対象となります。

11月、12月に出産された方には組合より通知を郵送します。1月以降の出産に関しては組合に各種届出にお越しいただいた際に手続きをしていただきます。

◎保険料軽減の届出

「国民健康保険産前産後の保険料軽減措置届出書」に必要事項を記載し、母子手帳と共に提出していただきます。

◎軽減した保険料の還付

産後3ヶ月の期間が経過した翌月に登録されている給付金振込口座に軽減期間の保険料が長建保から還付されます。

不明な点がありましたら組合までご連絡ください。

☎0267-58-2404

法人化する 従業員を雇い入れる そんな時は必ず事前に組合へご相談下さい

健保適用除外で加入した長建保は「適切な保険」です。協会けんぽに入りなおす必要はありません!!

☆健保適用除外とは☆

法律により法人事業所や常時5人以上の従業員がいる個人事業所は、協会けんぽなどの健康保険と厚生年金の加入が義務付けられています。しかし、国保組合が長年果たしてきた役割を考慮し、長建保の組合員は、年金事務所へ健保適用除外申請をすることで、長建保に残ったまま厚生年金をかけることができます。

健康診断のお知らせ

今回の健康診断は下記の日程で実施します。

健診日 令和6年2月15日～16日
今年度最後の組合健診です。

- 申し込みをされていない方は早急に組合までご連絡ください。
- ※申し込みには申込書の提出が必要となります。
- ※組合健診の日程で都合のつかない場合は、指定医療機関にて1,000円で特定健診を受診できる受診券を送付します。組合までご連絡ください。
- ※人間ドックを受診された方は補助金申請の手続きをしてください。
- ※事業所等で健診を受けた場合は結果と質問票を提出してください。QUOカード2,000円を進呈します。

保険料口座引落について

今月の八十二銀行の口座引落日は

『1月22日(月)』です。



口座の残金が請求額より1円でも不足すると指定口座より保険料が引落しされません。

引落しは指定日の一日限りです。後日口座に入金していただいても翌月の引落日まで引落しにはなりません。先月からの残高がある場合は、その合計額が引落しとなります。都合で引落しできなかった場合は現金で組合までお持ちいただくか、請求書記載の金額を組合口座まで振込んでください。

※24日までに入金を確認できない場合は督促料100円を加算の上、督促状を発送します。月末までに必ず入金をお願いします。



新規加入をお待ちしています!

弁護士《無料》法律相談

- ・相談日 2月6日(火)
- ・時間 午後4時30分～



組合員、または組合員の家族の相談となります。相談を希望される方は、必ず事前に組合まで予約をしてください。締切 1月31日(水)

今後の予定

- | | | |
|-------|-----------|--------|
| 1月18日 | 県連第2部会 | 建労会館 |
| 1月19日 | 確定申告事前講習会 | 佐久建労会館 |
| 1月30日 | 国保理事会 | 建労会館 |
| 2月5日 | 執行委員会 | 建労会館 |
| 2月7日 | 三役会 | 佐久建労会館 |



本年もよろしくお願ひ申し上げます。

役職員一同

